

令和 7 年度事業承継説明会運営業務 委託業務仕様書

令和 7 年 7 月
西ノ島町 産業振興課

令和 7 年度事業承継説明会運営業務 仕様書

西ノ島町

1. 委託名および場所

- (1) 委託名 令和 7 年度事業承継説明会運営業務
- (2) 委託場所 西ノ島町内

2. 事業の目的・趣旨

本町では、第 6 次西ノ島町総合振興計画及び西ノ島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、新しい人の流れをつくるため様々な移住施策に取り組んでいる。

本業務は、本町の人口減少による人材不足や高齢化等による担い手不足への対応するため、島外の移住希望者と島内の既存事業所の事業承継に係るマッチングシステムを構築するため、説明会を実施し、事業者等の事業承継への理解向上を図ることを目的とする。

3. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 受託者は、本事業の実施においては西ノ島町の現況や制度等の特色を理解し、この業務を遂行する能力を有した者を責任者として配置し、本事業の遂行に十分な人員を確保すること。
- (4) 契約期間中は、本事業の進行状況を随時報告し、WEB 会議システム等を活用して定期的な打合せを実施し、西ノ島町から事業の遂行に当たり協議を求めた場合は、速やかに西ノ島町に職員を派遣できる等、対応できる体制を整えること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応するものとする。

4. 業務内容

企画提案書の提案内容及び協議により、業務は確定する。

(1) 事業承継説明会の造成・実施・運営

島外の移住希望者と島内の既存事業所の事業承継に係るマッチングシステムの構築を目指し、事業者等の事業承継への理解度向上を図るため、事業承継説明会（年 2 回）を開催する。

① 事業承継説明会の造成

i 開催日程予定

令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 26 日までを予定として開催すること。

ii 開催規模

島内の事業者や地域おこし協力隊等を対象として、参加者を募集・選定する。また、同行するスタッフは最大 2 名とする。催行回数は年 2 回とする。

iii 内容

事業者等の事業承継に対する不安や知識不足を補完できるような説明会とすること。

また、令和 8 年度以降の事業承継マッチングシステムの構築に資する内容とすること。

v 参加費

原則として徴収しない。

② 事業承継説明会の運営に必要な一切の業務の遂行

企画、資料作成、参加者の募集・選定、申込の受付、謝礼等の支払い、参加者アンケート調査等に係る一式の業務を行うこと。

(2)事業承継説明会の広報・告知

島内の事業者や地域おこし協力隊等に参加頂くため、効果的な開催告知及び募集を行うこと。なお、告知と募集については、紙媒体や WEB を有効的に活用することのほか、参加希望者に対する事前説明会等を実施する等、独自のノウハウや手法を活用した効果的な方法を用いて、確実な集客に努めること。

(3)事業承継説明会後の分析

事業承継説明会終了後には、本町及び参加者の意見を把握し、結果を分析の上、報告すること。また、参加者への継続的な本町の情報発信やニーズ調査を行い、本町に報告を行い、事業承継に係るマッチングシステムの構築につなげること。

5. 事業承継説明会についての留意事項

(1)安全管理

① 事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策、感染症対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

② 飲食物の提供を行う場合は、衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギーの事前調査を行い、対応を行うこと。

③ 管理責任者以外で、通常連絡及び説明会実施時、また緊急連絡時に連絡がつく副担当を 1 名以上つけること。

6. 業務に必要な届出書類

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

① 業務着手届及び現場代理人等届

② 業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

① 業務完了届

② 成果品提出すべき成果品及び部数は以下のとおりとする。

i 報告書紙媒体 5 部

ii 電子媒体 C D - R 1 式 (報告書等)

※電子媒体については、ワード等で作成したものと、上記（ i ）を P D F 化したものを作成

※写真データ（JPEG ファイル等）は、上記とは別にまとめて電子データで提出すること。

※撮影した写真等は、WEB サイト及び SNS、その他広報資料等において使用する旨を参加者に伝え、あらかじめ承諾を得ておくこと。

7. 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 20 日まで

8. 業務履行の確認及び支払い条件

支払の請求に当たっては、第 6 項（ 2 ）に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の完了検査を受けること。また、支払いは業務完了後一括払いとし、受託者は完了検査を受けた後委託料を請求すること。委託者は請求日から 30 日以内に支払うものとする。

以上